



青森県報

第十九百三十三号 平成十三年十月十二日(金曜日)

目 次

- | | |
|----------------------|-------------|
| ○救急病院の設置 | (健康医療課) : 一 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定 | (林政課) : 一 |
| ○半島振興法による村道に関する工事の完了 | (道路課) : 二 |

公 告

- | | |
|----------------|-------------|
| ○土地改良区の定款変更の認可 | (農村整備課) : 二 |
| ○土地改良事業計画変更の認可 | (同) : 二 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (建築住宅課) : 二 |

公安委員会

- (生活安全
企画課) : 二

青森県知事 木 村 守 男

告 示

青森県告示第五百四十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十三年十月十二日

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人芙蓉会 村上病院	青森市青柳二丁目五の一七	平成十六年十月五日

青森県告示第五百四十六号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒石市大字二庄内字要人一の(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 變更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字要人一の(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百四十七号

半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第十一條第一項の規定により行った次の
村道に関する工事が完了したので、半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十
三号）第二条第二項後段の規定により告示する。

平成十三年十月十二日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	工事区间	工事の種類	工事の完了の日
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有 林三一三林班い ² 小班から 三二郡佐井村大字長後字喜平治山国有 林班ほ ² 小班まで	改良（改築（道路改	平成三・九・四

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第三十条第一項の規定により、蟹田
町土地改良区の定款の変更を平成十三年十月三日認可したので、同条第三項の規定に
より公告する。

平成十三年十月十二日

青森県知事 木 村 守 男

事業名 維持管理

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
第二百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年十月十二日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
五所川原市大字小曲字枝村四二の一及 び四二の三、西津軽郡柏村大字稻盛字 岡本九九の四	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の 三四

三戸郡五戸町字地蔵岱一五の一一三及 び一五の二一五から一五の二二三まで	十和田市西三番町一の二四 有限会社朝日商産
--	--------------------------

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第四十八条第一項の規定により、蟹
田町土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十三年十月三日認可した
ので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十三年十月十二日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公安委員会告示第五十四号

公 安 委 員 会

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二
号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技

機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十月二十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式	名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR熱血竜馬F	株式会社藤商事	
CRあしたのジョー	奥村遊機株式会社		
CRマリンロックF2	豊丸産業株式会社		
CR筋肉番付	株式会社ニューギン		
CR熱闘パワーロックX1	京楽産業株式会社		
CRからくりキッズSP	株式会社ダイドー		
ファーバーパックワールドDX	株式会社三共		
CR事件です	株式会社ソフィア		
C R花満S	同 右		
C Rバトルヒーロー伝説W	同 右		
ゴーストラッシュ30	同 右		
回胴式遊技機	同 右		
サンライズ	同 右		
サラリーマンキンタロウ	同 右		

セブンカーニバル	高砂電器産業株式会社
カーニバルナイト	同 右
グレートアマゾン	株式会社ネット